

大阪府がん診療拠点病院の指定に係る解釈（Q&A）について

【対応可能ながん種の確認方法】

1 令和7年4月以降、5がん対応病院は「拠点病院」、4がん対応病院は「推進病院」の指定区分となるとのことだが、何をもって5がん対応、4がん対応と判断するのか。

（回答）

指定要件「第2の1診療体制（1）診療機能 ア 集学的治療の提供体制及び標準的治療等の提供」において、「肺がん、胃がん、肝がん、大腸がん及び乳がん並びにその他各医療機関が専門とするがんについて、手術、放射線治療及び薬物療法を効果的に組み合わせた集学的治療、リハビリテーション及び緩和ケア（以下「集学的治療等」という。）を提供する体制を有する（・・・肺がんについては手術、放射線治療及び薬物療法のいずれかを自院で提供する場合は、集学的治療を提供できる体制を有するものとみなす。）とともに、各学会の診療ガイドラインに準ずる標準的治療（以下「標準的治療」という。）等がん患者の状態に応じた適切な治療を提供すること。」と規定するとともに、同「第2の1診療体制（2）診療従事者 ア 専門的な知識及び技能を有する医師の配置」において、「当該施設で対応可能ながんについて、専門的な知識及び技能を有する手術療法に携わる常勤の医師を1人以上配置すること」としているところです。

各がん種の診療体制を有するには、それぞれのがん種の手術に携わる医師が必要であり、指定要件においても「手術療法に携わる常勤の医師」の配置を求めていることから、がん種ごとの「手術療法に携わる常勤の医師」の配置の有無によって、対応するがん種の数を判断します。（ただし、肺がんについては指定要件に記載のとおりみなします。）なお、診療体制を有することの確認であるため、がん種ごとの診療実績がない又は極端に少ないことをもって当該がん種の診療体制がないと判断することはありませんが、拠点病院、推進病院、いずれにおいても、指定要件第2の2に規定する診療実績（合計）の充足は必須となります。

【新規指定】

2 新規指定を受けるには、診療実績以外の指定要件については、申請年の9月1日時点のみ満たせば良いか。

（回答）

指定要件の基準日を国に合わせて申請年の9月1日時点としているのは、9月2日以降、また指定期間開始後も継続して診療体制が確保されていることを前提としたものです。新規指定に際しては、「大阪府におけるがん医療水準の向上を図るとともに、府民が安心かつ適切ながん医療を選択できる」という府拠点病院指定制度の趣旨を鑑み、

- ・ 申請年の9月1日において指定要件を満たしていること

- ・ 申請年の9月2日以降も継続して5がん（4がん）それぞれについて集学的治療提供体制を確保でき、指定開始後もその体制が確実に見込めること
- ・ 上記により、府民に対してがん診療を実施する診療体制の安定的な提供を見込めること
- ・ その結果として、府民が安心かつ適切ながん医療を選択することが可能となり、府内のがん医療水準の維持・向上が図られること

以上の観点から新規申請に対する指定の可否を大阪府がん対策推進委員会がん診療連携検討部会（以下「部会」という。）の意見を聴き、個別に検討、判断します。

【更新指定】

3 既指定病院についても、指定更新の際は2の（回答）と同様に判断されるか。

（回答）

指定更新申請においては「安定的にがん診療を府民に提供できる体制を確保し、府民が安心かつ適切ながん医療を選択できる」という指定制度の制度趣旨に鑑み、原則として基準日（申請年の9月1日）時点において要件を充足しており、基準日以後も、継続的に要件を充足していることを基本としつつ、要件未充足の場合は、府民が現に当該病院を利用している実態を鑑み、以下のとおりとします。

- 診療実績の要件に関しては、原則、基準期間（申請年の前年の1月1日～12月31日）における充足の有無を確認し、その期間で未充足の病院において、特段の理由がある場合は、年度内の部会開催までに確認できる実績を踏まえ、翌年度の充足見込みの有無を考慮の上、その都度部会の意見を聴き、指定更新の可否について判断します。
- 診療実績以外の要件に関しては、原則、基準日（申請年の9月1日時点）における充足の有無を確認し、その時点で未充足の病院については、補充医師の配置見通し等、各病院の諸事情を踏まえ、申請年の翌年の4月1日までに充足する見込みがあることを条件に、その都度部会の意見を聴き、指定更新を行うことの可否について判断します。